

感染症の予防及びまん延防止 のための指針

2024年4月1日 制定

事業所名	原町赤十字訪問看護ステーション		
管理者	齊藤 彩水	電話番号	0279-68-0566
所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 698		

1、基本方針

原町赤十字訪問看護ステーション（以下「事業所」）は、利用者とその家族および従業員等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には原因の速やかな特定、まん延防止に努め早期終息をはかることを最重要課題とする。そのため、感染症の予防及びまん延防止対策を徹底するために本指針を策定する。本指針に沿って業務にあたることとする。

2、感染症の予防及びまん延防止に係る委員会に関する事項

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止対策を徹底することを目的に原町赤十字病院の院内感染予防対策委員会（以下「ICC」）に事業所の管理者が委員として参加する。委員会の構成メンバーや開催頻度、協議事項等は原町赤十字病院の院内感染予防対策委員会規定に準ずる。必要に応じて以下に示す事業所についての事柄も協議してもらう。

- 1) 指針、マニュアル、業務継続計画の整備に関すること
- 2) 感染症等発生時の対応や評価に関すること
- 3) 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修や訓練の内容に関すること
- 4) 利用者の感染症等の既往の把握に関すること
- 5) 利用者や従業員の健康状態の把握に関すること

委員会での協議事項や決定事項等は、事業所の管理者が従業員に周知する。

3、職員研修・訓練に関する基本方針

- 1) 原町赤十字病院で実施する職員研修に年2回・訓練に年1回以上出席する。
- 2) 研修・訓練の実施内容については、委員会の委員が研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4、平常時の対応

平常時より、感染症の予防及びまん延防止に努めるため、原町赤十字病院 ICC と連携を図りながら行動する。

- 1) 事業所内の衛生管理
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
 - (2) 整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、清潔の保持に努める。
- 2) 利用者の健康管理
 - (1) 既往歴やワクチン接種状況を把握する。
 - (2) 利用者やその家族へ感染予防策について教育・指導を行う。
 - (3) 日常生活を観察し、体調の把握に努める。
- 3) 従業員の健康管理
 - (1) 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
 - (2) 体調把握に努め、体調不良時は速やかに管理者に報告する。感染症への感染が疑われる場合には、原町赤十字病院 ICC に相談し、指示を仰ぐ。
- 4) 感染予防と対策

- (1) 感染対策に必要な物品を確保し、適切な方法で管理を行う。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、検温・手洗い・手指消毒・マスクの着用を行う。
- (3) 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、使い捨てエプロン・手袋・フェイスシールドを着用する。
- (4) 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を注意深く観察する。異常症状を発見した場合には、家族や主治医に報告し、適切な対応をする。
- (5) ワクチンで防げる感染症はワクチン接種を促す。

5、感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、原町赤十字病院 ICC と連携を図りながら、まん延防止のために速やかな対応を行う。

1) 発生状況の把握

- (1) 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、原町赤十字病院 ICC に情報を提供し共有する。
- (2) 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等の情報収集を行う。

2) 感染拡大の防止

- (1) 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する。
- (2) 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- (3) 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用・手指消毒・行動制限 等）の協力を依頼する。
- (4) 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（従業員・家族 等）の体調を確認する。
- (5) ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う。

3) 関係機関との連携

(1) 関係医療機関との連携

感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。
医療機関からの指示内容を事業所内で共有する。

(2) 保健所との連携

基本的には原町赤十字病院が行うが、必要に応じて対応を行う。

(3) 行政関係機関との連携

基本的には原町赤十字病院が行うが、必要に応じて対応を行う。

6、感染症に係る苦情解決方法に関する事項

感染症に係る苦情については、その都度、原町赤十字病院 ICC に相談し適切に対応する。

7、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表する。

8、その他、感染症の予防及びまん延防止に必要な事項

「3、職員研修・訓練に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される研修等にも積極的に参画し、適切な感染対策を実施して感染症の予防及びまん延防止に努める。上記指針に定める範囲を超える事態や、感染対策の基本となるものは、原町赤十字病院の院内感染予防対策マニュアルに準ずる。

附則

令和6年4月1日 施行